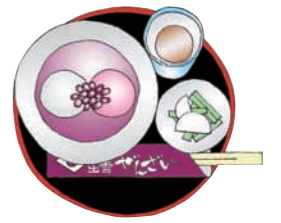


建設会報 いずも



No.122
2010年4月号



編集・発行人 (社)島根県建設業協会出雲支部
経営改善研究委員会

表紙の言葉



出雲ぜんざい

えと文 / 渡部良治

旧暦の10月に全国から神々が集まる「神在祭」神事で振る舞われた「神在餅（じんざいもち）」が、ズーズー弁でなまって「ずんざい」から「ぜんざい」になって京都に伝わったぜんざいは、出雲地方の「神在餅」に起因していると言われています。

そこで、ぜんざいを使って地域おこしをしようと市民有志が立ち上がり「日本ぜんざい学会」を設立、そして10月31日を日本記念日協会の「出雲ぜんざいの日」に登録、さらに大社町杵築南の神門通りに「日本ぜんざい学会壺号店」オープンさせました。

お店でぜんざいに使う小豆は地元産の大納言、縁結びの神様にちなみ、紅白の白玉餅が入って好評、周辺の飲食店でもぜんざいをメニューに取り入れるなど、ぜんざい熱が高まっています。

休日ともなると、お店がある神門通りには若い男女や、家族連れ姿が見受けられるようになりました。

ちなみに、お店の奥から覗いているのは、マスコットキャラクターの「西脇屋善ちゃん」です。



C O N T E N T S

- ▶ 巻頭言／中筋 豊通〔(社)島根県建設業協会出雲支部長〕 1、2
- ▶ 新任幹部のご挨拶
 - ／平山 大輔〔国交省出雲河川事務所長〕……………3
 - ／大田 忠司〔出雲警察署長〕……………4
 - ／宮川 治〔出雲県土整備事務所長〕……………5
- ▶ 建設雇用改善助成金のご案内……………6～8
- ▶ 新年度役員一覧表……………9
- ▶ 理事就任挨拶／糸賀 利夫〔新和建设株〕……………10
- ▶ リスクアセスメントを効果的に!
 - ／出雲労働基準監督署 第二課長 内久保 康孝 11、12
- ▶ 安全について／平井 貴司〔安全委員長〕……………13
- ▶ 「空気は読まない」を上梓して／鎌田 實……………14
- ▶ 現場代理人研修より／間壁 和弘〔安全委員〕……………15～17
- ▶ 「プスの25カ条一宝塚式」……………18
- ▶ 編集後記／梶野 直宏〔経営改善研究委員〕……………19



「そうじゃ、戦いをせんでも…」

龍馬伝より

(社) 島根県建設業協会出雲支部
支部長 中筋豊通

平成22年 春 新しい年度が始まりました。

出雲支部も役員改選が行われ、再度支部長を拝命、今岡余一良氏、長岡秀治氏、荒木國夫氏、今岡裕統氏、4名の副支部長を始め会員の皆様とともに、この難局を乗り切っていく覚悟でございます。どうか宜しくお願いします。

さて、毎週日曜夜8時、大河ドラマ「龍馬伝」を楽しく見させて頂いていますが、龍馬と勝麟太郎との会話が私の頭の中から離れません。

「日本は島国ですらう。異人はみんな海から来るわけですから、それに立ち向かうには、強い海軍がないと
いかんろう」

「軍艦の大筒で、異人どもを蹴散らせてことかい」

「いえ、そういうことではないですけど」

「じゃあ何だい。海軍を持ちゃあどうなるってんだ」

「わしは千葉道場で剣術を学び、北辰一刀流の目録をもろうたがです。おこがましい言い方をしたら、わし
は、強いがじゃ」

「何が言いてえんでえ」

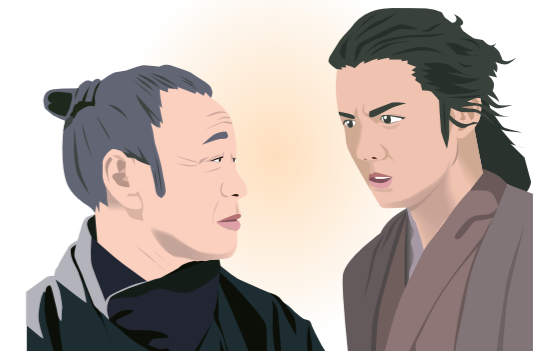
「けんど、わしは人を斬ろうとは思わんがです。そもそもわしが強いと知っちょう者は喧嘩を吹っかけてきま
せんき。

今、日本が異国の言いなりになっちょうがは、戦いになったら負けることがわかつちゆうきぜよ。けんど、強い
海軍さえあつたら、誰ちゆう負けん剣の腕があつたら、戦いにならん。

そうじゃ、日本はもう開国しちゆうがじゃき、技術を学んで日本の軍艦をどんどん造つたらえいがぜよ、ほんで
ほかのこともどんどん取り入れて異国と渡り合えるほどの文明を持つたら、日本は安泰となりますけに。

そうじゃ、戦いをせんでも攘夷が成し遂げられますきに」

厳しい環境下の建設業界、龍馬の言葉の中にヒントがあるのでは…



強い海軍さえあつたら…

誰ちゆう負けん剣の腕があつたら…

異国と渡り合えるほどの文明を持つたら…

強いと知っちょう者は喧嘩を吹っかけてきませんき…

戦いをせんでも攘夷を成し遂げられますきに…

強い出雲を造るには、龍馬が言うように土佐だ、長州だ、薩摩だ、そんな狭い考えを捨てることから始めなければなりません。

会員による社会貢献活動として、県土整備事務所長との「災害時における応急対策業務に関する協定」、島根県知事との「家畜伝染病発生時における防疫対策業務に関する協定」を結んでいます。地域の安全と安心を守るには結束力と連携が大切で、団結力が不可欠、喧嘩をしている場合ではありません。

次が優れた技術力を持っているかどうかです。家も橋も道路も、作って終わりではありません、メンテナンスや維持管理のためにも、迅速に対応が出来る地元の建設業が一番です。地の利に甘えることなく、顧客目線で技術力を磨かねばなりません。

さらに素晴らしい街・都市造りを目指すには、既成概念に囚われない創造力が問われるでしょう。地域の良さを知っているのは地域の企業です、人口減少の中で外貨を稼ぐためにも、観光立県島根の構築、そしてその中で「出雲」をどう活かすか。また高齢県島根で老・壮・青が生きがいを持って暮して行くにはどんな街造りをして行くのか…。

私たちは都市造りのプロです。それぞれの企業のためではなく、社会のためという発想で、様々な目線で地域を「出雲」を見直して行かねばなりません。人から与えられた事をやる時代は終わったのです、待っていたのでは何も変わりません。知恵を出すのです、自らの発想で道を切り開く時が来たのです。

いまやらねば いつできる、わしがやらねば たれがやる ひらくしてんちゅう (平衛田中の言葉より)

皆さん 「出雲」のために頑張って行きましょう。

ありがとうございました。



着任のご挨拶

国土交通省出雲河川事務所
所長 平山大輔

4月1日付けで、中国地方整備局 出雲河川事務所長を拝命いたしました平山と申します。貴協会ならびに会員の皆様方におかれましては、斐伊川水系の治水対策および河川環境の保全にご理解ご協力を頂いておりますことと、平素の企業活動を通じて、地域社会の発展にご尽力されておられることに厚く御礼申し上げます。

斐伊川は「古事記」の「八岐大蛇(やまたのおろち)説話」にありますように、古来より氾濫を起こしては流域に多大な被害をもたらすことで恐れられてきました。流域一帯をあたかも八つの頭を振り回す大蛇(おろち)のごとく西流、東流を繰り返し、川面に浮かぶ砂州はまさに鱗のようであり、鉄分を含んだ土砂は大蛇の血を連想させます。昭和47年の洪水では戦後最大の被害をもたらし、中海で既往最高水位、宍道湖では観測開始以降2番目の水位を記録しました。

昨年度末、皆様方から治水・利水・環境に関するご意見を頂いて、八岐大蛇退治の現代版ともいえる「治水事業の3点セット」を盛り込んだ斐伊川水系河川整備計画原案を策定しました。

斐伊川の整備計画原案では、「上流部、中流部、下流部、湖部の流域全体・水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させる」ことを基本的な考え方としております。上流のダム群建設の他、中流部において放水路の建設を着実に推進するとともに、下流部の中海湖岸堤については整備優先順位を明確にし、大橋川の改修につきましても地域の方々のご意見を伺いながら、早期に着手してまいりたいと考えております。また、中海及び宍道湖はラムサール条約登録湿地であり、連結汽水湖が生み出す豊かで多様な動植物が息づく良好な環境及び景観を次世代に引き継いで参ります。

今後も、出雲河川事務所としては、**地域から愛され、信頼される事務所を目指し、地域の皆様方のご意見に真摯に耳を傾け、「流域」全体の視点から流域に暮らす一人一人の安全安心の確保や豊かな環境の保全**に努めて参りますので、引き続き、より一層のご支援・ご協力を頂ければ幸いです。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして着任のご挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

出雲警察署
署長 大田忠司

本年3月25日付けで出雲警察署長に着任いたしました。管内の治安責任者として、安全と安心を確保した良好な治安維持に署員一丸となって全力で取り組みますのでよろしくお願い申し上げます。

協会の皆様方には、平素の企業活動を通じて、地域社会の発展にご尽力されておられることに敬意を表しますとともに、暴力追放や交通安全活動をはじめとする警察業務の各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜っていることに対し厚く御礼を申し上げます。

出雲、斐川地域は弥生時代の古墳や、荒神谷遺跡の青銅器群をはじめとする歴史的な史跡が数多く存在し、また、広大な斐川平野や、日本海の海岸線等の豊かな自然に囲まれた風光明媚な土地であり、そこに暮らす住民の皆様も大変、民情豊かな方々であります。

一方本県では、昨年全国を震撼させる浜田市における女子大生殺人事件が発生し、事件解決に向けて県警察を挙げての捜査を展開しているところであります。また、当署管内でも殺人事件が発生しており、解決したとは言え、体感治安を回復するためには今後警察の一層の努力と皆様のご協力が不可欠であると考えております。

そのため、出雲警察署では、本年の運営指針を「**県民とともにある力強い警察**」として、

- **安全・安心なまちづくりの推進**
- **重要犯罪等の徹底検挙と組織犯罪対策の強化**
- **交通死亡事故の抑止**
- **テロ、災害等緊急事態対策と警衛諸対策の推進**

の四本柱を重点に、『日本一治安の良いいずも』を目指して、職員一人一人が誇りと使命感を持ち、各業務に取り組んでいきます。

良好な治安の確保には、街頭における警察活動の強化を図ることはもとより、地域住民の皆様のご理解とご協力が不可欠であり、とりわけ住民の皆様による自主的な取り組みと関係機関・団体が連携した「協働活動」の推進が必要であります。

当地域では、住民の皆様「地域の安全は、地域の手で守る」という防犯意識が非常に高く、防犯ボランティア団体・パトロール隊の組織化や青色防犯灯の設置が全国に先駆けて積極的に行われているほか、飲酒運転の根絶につきましても、職場や地域の多数の方々「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない・乗るなら飲ませない」の三無い運動の実践を署名により提出されるなど、積極的かつ進取的な取り組みが行われております。

これらの活動は、地域の防犯力を高め、各種犯罪・事故の抑止に多大な成果となっており、大変心強く思うとともに心より感謝しているところであります。

警察といたしましては、今後とも協会の皆様と緊密な連携を図りつつ、安全・安心な地域社会の実現に取り組みますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、貴協会の益々のご発展と会員ご一同様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。

建設雇用改善助成金のご案内

助成金の種類・概要・助成率及び限度額

建設教育訓練助成金

NO.	種類	概要	助成率及び限度額
①	認定訓練 第1種 (訓練経費)	中小建設事業主等が都道府県から認定訓練助成事業費補助金(運営費)又は広域団体認定訓練助成金の交付を受けて、職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成	1人1月(コース又は単位)当たり1,800円から25,000円を限度(訓練の課程により助成額が異なります。)
	第4種 (賃金)	中小建設事業主が雇用・能力開発機構からキャリア形成促進助成金を受けて、雇用する建設労働者に勤務扱いで認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	1人1日当たり5,400円又は7,000円を限度(訓練の課程により助成額が異なります。)
②	技能実習 第2種 (実習・受講経費)	中小建設事業主等が雇用する建設労働者に技能実習を行う場合、又は、登録教育機関で行う技能講習等を受講させた場合、経費の一部を助成	一の技能実習について1日13万円(別に定める要件の場合は20万円)かつ20日分を限度
	第4種 (賃金)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成	一の技能実習等について1人1日当たり7,000円かつ20日分を限度
③	通信教育訓練 第2種 (受講経費)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に通信制による教育訓練を受講させた場合、経費の一部を助成	一の教育訓練の受講料(教科書代・教材費含む)の1/2、1人当たり10万円を限度
④	就業機会確保 事業教育訓練 第2種 (訓練経費)	建設業労働者就業機会確保事業の認定を受けた建設業の事業主団体が、送出事業に係る建設労働者のために就業機会確保事業教育訓練を行った場合、経費の一部を助成	教育訓練の実施に要した経費の1/2(中小建設事業主の団体については2/3)、1コースあたり5万円を限度
	第4種 (賃金)	建設業労働者就業機会確保事業の許可を受けた建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで就業機会確保事業教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	支給対象賃金の1/2(中小建設事業主は2/3)、一の対象教育訓練について150日分を限度
⑤	受講援助	中小建設事業主が雇用する建設労働者に三田建設技能研修センター(兵庫県三田市)又は富士教育訓練センター(静岡県富士宮市)が実施する職業訓練を受講させた場合、旅費の一部を助成	一の受講について、受講のために旅費として負担した額の1/2
	職業訓練推進 第3種 (運営費)	要件を具備する職業訓練法人が広域的に建設工事における作業に係る職業訓練を計画的に実施した場合、運営費の一部を助成	支給対象費用の2/3、一事業年度9,000万円を限度(別に定める規模未満の職業訓練を行う場合は、その規模により、7,500万円又は6,000万円又は4,500万円を限度)
	施設等設置整備 第3種 (設置整備費)	要件を具備する職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置整備を行った場合、経費の一部を助成 注:用途変更禁止期間が設定されます。	設置整備費用の1/2、3億円を限度

建設事業主雇用改善推進助成金

NO.	種類	概要	助成率及び限度額
⑥	建設事業主 雇用改善 推進助成金 (事業費)	中小建設事業主が建設労働者の雇用改善のための計画を作成し、機構の認定を受け、当該計画に従って事業を実施した場合、その事業費の一部を助成 注:中小建設事業主以外の建設事業主が関係諸人の雇用改善を図るために事業を実施した場合に、対象となる助成金もござります。	支給対象費用の1/2、一事業年度当たり200万円を限度(事業ごとに別に定める限度額があります。)

建設事業主団体雇用改善推進助成金

NO.	種類	概要	助成率及び限度額
⑦	地域団体 全国団体 第1種 (事業費)	建設業の事業主団体(※イ)が傘下企業の雇用管理の改善が必要と思われる項目について、数値目標を設定し、機構の認定を受け、その目標達成のために必要な事業を実施した場合、その事業費の一部を助成 注:全国団体にあつては(※イ)は要件を具備する中小建設事業主の団体又はその連合団体	支給対象費用の1/2、一事業年度当たり200万円(※ロ)を限度(体系的処遇改善事業等の別に定める事業については、支給対象費用の2/3、一事業年度当たりそれぞれの事業ごと100万円(※ハ)を限度(若年労働者の採用事業等は200万円(※ニ)を限度)が追加されます。 注:全国団体にあつては(※ロ)=1000万円(※ハ)=400万円(※ニ)=800万円

建設業人材育成支援助成金

NO.	種類	概要	助成率及び限度額
⑧	建設業人材 育成支援 助成金 (事業費)	建設業の事業主団体が将来の建設業を支える人材を育成・確保していくための事業計画について、数値目標を設定し、機構の認定を受け、その目標達成のために必要な事業を実施した場合、その事業費の一部を助成	支給対象費用の2/3、一事業年度当たり800万円を限度(事業ごとに別に定める限度額があります。)

★上記助成金の詳細につきましては、別途パンフレットを作成しておりますのでご利用下さい。

●お電話でのお問い合わせは全国どこでも

ナビダイヤル **0570-001154**

- ご利用時間は9:00~17:00(土日祝日は休業)。
- 最寄りの独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターに自動転送されます。
- 携帯電話・PHSからはご利用になれません。
- NTT回線以外の方は、一部つながらない場合があります。
- 通話料金はお客様負担となります。

☆機構都道府県センターでは、建設業に働く皆様の雇用改善、能力の開発向上を図るため、雇用管理に関して総合的に相談・援助を行っています。

当機構の助成金についてインターネットで情報提供しております。<http://www.ehdo.go.jp/> (H22.4)



着任のご挨拶

島根県出雲県土整備事務所
所長 宮川 治

この度の異動によりまして、出雲県土整備事務所長に就任いたしました宮川治でございます。出雲県土整備事務所勤務は初めてでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

貴協会並びに会員の皆様方には、「活力ある島根」の実現に向け、本県が取り組んでいます社会資本整備に対しまして、平素より格別のご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、昨年8月、政権が交代し、新たな政権による政策転換により平成22年度の国の予算では公共事業予算が大幅な削減となりました。県としては、景気の回復と雇用の確保を図るため、平成22年度当初予算において、県単独事業の追加措置を行い切れ目のない経済対策を実施する予算を編成しました。公共事業については、当初予算と2月補正合わせた予算ベースで対前年を上回る公共事業予算を確保し、遅れている社会資本の整備を推進していくこととしています。

現在、当事務所では「自立的に発展できる快適で活力ある出雲圏域の創造」をめざして、

- 産業振興、広域観光圏の形成を支援する広域・アクセス道路の整備
- 快適な都市環境の形成を目指した街路整備
- 安全で安心して暮らせる地域をつくる河川、砂防等の整備
- 海の物流・交流の拠点としての港湾整備 などの施策を展開しています。

事業の執行に当たっては、引き続き、限られた事業費で最大限の効果が発揮できるよう効率的・効果的な執行に努め、管内の社会資本の整備を着実に進めていきたいと考えております。また、従来から入札制度改革に取り組んでいますが、さらなる公共工事の品質確保や透明性・競争性の向上を目指して、引き続き、総合評価方式の拡充などに取り組むほか、県内業者への優先発注や県内資材の優先にも取り組んでいきます。

建設業を取り巻く状況が厳しい中、皆様方には経営基盤の改善や新技術・新工法の導入などに取り組まれ、さらに、地域の安全・安心を守るため地域貢献や安全対策などにも積極的に取り組まれています。

「国土学」を提唱されています大石久和氏は著書の中で、「美しいニッポンを後世に残すために」として、過去の人々の努力を引継いで、国土に働きかけてよりよい国土にして、次世代に引き継いでいくことは我々の責務であると述べられています。

今後とも地域の発展に重要な役割を担っておられます皆様方と一層の連携を図り、地域住民から信頼される社会資本整備を進め、よりよい地域にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

最後になりましたが、島根県建設業協会出雲支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、着任の挨拶といたします。

☆建設雇用改善助成金とは建設事業主等が行う建設労働者に対する雇用改善等の措置について、経費や賃金の一部を助成することによって、建設業務に必要な労働力の確保及び建設労働者の雇用の安定を図ることを目的とする制度です。

ご利用できる方と取り組んだ事業、助成金の種類は図のようなイメージです。なお、一例を関連付けたものであり、必ずしも助成金を活用できるわけではありません。

中小建設事業主

※印は上記以外の建設事業主を含む

●建設労働者の技能向上を図りたい

- 例)・職業能力開発促進法に規定する建設関連の認定訓練を受けさせたい。
 ・労働安全衛生法で定められた技能講習・教習を受けさせたい。
 ・技能検定にチャレンジさせたい。
 ・建設関連の通信訓練を受けさせ資格を取らせたい。



建設教育訓練助成金

- | | |
|--------------------|------------------|
| 認定訓練 (第1種、第4種) ……① | 就業機会確保事業 ……④ |
| 技能実習 (第2種、第4種) ……② | 教育訓練 (第4種) ※ ……④ |
| 通信教育訓練 (第2種) ……③ | 受講援助 (第3種) ……⑤ |

●建設労働者の雇用管理の改善を図りたい

- 例)・労働者の雇用の管理に関し必要な知識を習得させるための研修を受けさせたい。
 ・期間を定めて雇用する建設労働者に対して健康診断を受診させたい。
 ・建設現場においてより快適で清潔な環境で仕事ができるように、食堂、休憩室等の整備を行いたい。
 ・建設労働者の募集・採用を行うための企業案内を作成したい。



建設事業主雇用改善推進助成金※ ……⑥

中小建設事業主の団体又は連合団体

※印は上記以外の建設業の事業主団体も含む

●建設労働者の技能向上を図りたい

- 例)・職業能力開発促進法に規定する建設関連の認定訓練を実施したい。
 ・建設工事に必要な機械の運転についての実習を実施したい。



建設教育訓練助成金

- | | |
|------------------|--|
| 認定訓練 (第1種) ……① | 職業訓練推進 (第3種)
施設等設置整備 (第3種) } ……⑤
注：広域職業訓練法人に限る |
| 技能実習 (第2種) ……② | |
| 就業機会確保事業 ……④ | |
| 教育訓練 (第2種) ※ ……④ | |

●建設労働者の雇用管理の改善を図りたい

- 例)・労働者の雇用の管理に関し必要な知識を習得させるための研修を実施したい。
 ・無料職業紹介事業等の建設労働者需給調整事業を実施したい。
 ・若年建設労働者、高齢建設労働者、女性建設労働者の活用を促進したい。



建設事業主団体雇用改善推進助成金

- | | |
|--------------|-------|
| 地域団体 (第1種) ※ | } ……⑦ |
| 全国団体 (第1種) | |

●将来の建設業を支える人材の育成・確保を図りたい

- 例)・中高校生等に対する現場見学会や職場体験を実施したい。
 ・建設系工業高校等の教員に対する実践的技能研修を実施したい。



建設業人材育成支援助成金※ ……⑧

【建設事業主】とは、建設労働者を雇用して建設事業を行う者をいいます。建設労働者を雇用しないで自ら建設業を行ういわゆる一人親方及び同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主は、この助成金の対象となる建設事業主にはあたりません。

【中小建設事業主】とは、「建設事業主」のうち資本金若しくは出資総額が3億円以下、又は、常用労働者数が300人以下の建設事業主をいいます。

【建設事業主団体】とは、「建設事業主」を直接又は間接の構成員とする団体又はその連合団体をいいます。

【中小建設事業主の団体又は連合団体】とは、「建設事業主団体」であって団体を構成する建設事業主のうち「中小建設事業主」が3分の2以上のものをいいます。

【建設業の事業主団体】とは、「建設事業主団体」及び建設業の振興を図るための各種事業を実施する財団法人の総称をいいます。

【中小建設事業主等】とは、「中小建設事業主」及び「中小建設事業主の団体又はその連合団体」をいいます。

新年度役員一覧

平成22年4月27日、ニューウエルシティ出雲において、平成22年度出雲建設協議会・出雲農林建設業協会の定時総会が行われました。

今年度は、役員改選の年に当たり、下記の方が平成22・23年度の役員に決定いたしました。

平成22・23年度 役員名簿 (社)島根県建設業協会出雲支部

役 職	氏 名	会 社 名	区 分
支 部 長	中 筋 豊 通	(株) 中 筋 組	出 雲
副支部長	今 岡 余一良	今 岡 工 業 (株)	//
//	長 岡 秀 治	(株) フ ク ダ	斐 川
//	荒 木 國 夫	昭 和 開 発 工 業 (株)	平 田
//	今 岡 裕 統	(株) 今 岡 興 産	佐田・多伎・湖陵
理 事	岩 崎 和 良	岩 崎 建 設 (有)	出 雲
//	小 村 洋 司	山 陰 建 設 工 業 (株)	//
//	高 橋 理 旦	(株) 御 船 組	//
//	内 藤 和 雄	(株) 内 藤 組	//
//	福 代 明 正	大 福 工 業 (株)	//
//	山 口 弥	山 口 建 設 (株)	平 田
//	山 崎 章 弘	(株) 山 崎 組	//
//	糸 賀 利 夫	新 和 建 設 (株)	//
//	岩 成 健 治	岩 成 工 業 (株)	大 社
//	三 加 茂 等	(有) 三 加 茂 組	斐 川
監 事	梶 野 直 宏	(株) ト ガ ノ 建 設	出 雲
//	山 下 安 夫	(株) 山 下 工 務 所	佐田・多伎・湖陵
//	川 角 秀 夫	(有) 川 角 建 設	大 社



理事就任のご挨拶

新和建設株式会社
糸賀利夫

このたび、(社)島根県建設業協会出雲支部の新理事に就任いたしました出雲市湖陵町の新和建設株式会社の糸賀利夫と申します。

建設業界について、まだまだ勉強しなければならないことも多々ありますが、これから2年間よろしくお願ひします。

皆さんもご存じのように、現在建設業を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いております。

『コンクリートから人へ』という方針を基に、政府の予算の考え方が変わり、その結果、財政難も重なり、公共事業の圧縮による事業の激減が地方にも大きな影響を与えております。

景気も、全国的に下落の一途を辿っておりますが、日銀が発表した4月の地域経済報告(さくらレポート)では、景気情勢について一部に改善の動きの広がりやペースの加速など、基調に改善方向の変化があると判断されております。建設業を除く他業種の持ち直し傾向により全業種的にはこのような判断が下されたものの、特に、公共事業に依存する建設業界は、下降線をたどる一方にあるというのが現実ではないでしょうか。

島根県では、県内建設産業従事者が全産業従事者の12%を占めており、建設産業の地域経済に与える影響は大きなものがあります。公共事業の削減がこのまま続けば、倒産や廃業が続出し、ますます建設業界は疲弊していくのではないかと心配しております。

ただし、いつまでもこの状況が続くのを傍観しているわけにもいかないので、支部会員の皆様と、一緒に考え、汗を出して、この厳しい時代を乗り越えたいと思います。当支部の発展に、微弱ながら力になれば幸いです。

今後は、皆様方のお力をお借りし、一層努力していく所存でございますので、宜しくお願いいたします。



リスクアセスメントを効果的に!

出雲労働基準監督署
第二課長 内久保 康孝

近年、建設業の店社、現場において、リスクアセスメント活動を推進している事業場が増加しています。

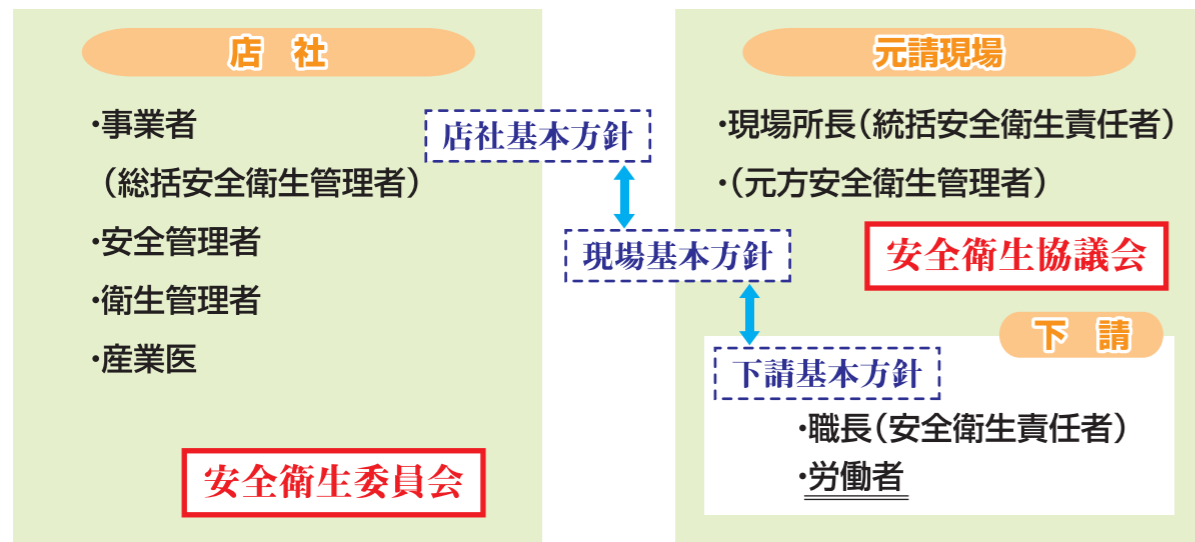
労働安全衛生法においても、平成18年4月からリスクアセスメントの実施を努力義務規定とし、中心的な安全衛生活動のひとつに位置づけられました。従来から実施されている、法令遵守、安全パトロール、危険予知活動、災害が発生した場合の負の伝承等の活動も、当然、引き続き行っていく必要があります。

これからの安全衛生活動は、事業場においてリスクアセスメント活動を効果的に実施していくことがポイントとなることから、次の点につき安全衛生委員会・安全衛生協議会等の場で検討してみましょう。

店社と現場

建設業の仕事では、店社と現場、現場においては元請と下請といった請負構造であることから、それぞれの立場の者が誰に対し何をすべきか、責任と権限を明確にし、安全衛生活動を行なう必要があります。

また、元請業者は自社労働者だけでなく、現場で働く全ての労働者の安全と衛生を確保する義務がありますが、仕事にけがをする可能性が一番高いのは下請業者の労働者(直営の場合は自社の現場労働者)であることから、店社基本方針がいかに現場での仕事に活かせるかが非常に大切なこととなります。



危険源の洗い出し

リスクアセスメントのスタートは、危険源(危険性又は有害性)を洗い出すことから始まります。

危険源の洗い出しは、「～するとき(主なステップ)、～したので(危険性又は有害性)、～になる(事故の型)」という形で行います。

ここで、例えば「手すりが無いので墜落する。」というふうに、ひとつの対策が行われていないことを特定して洗い出しを行ってしまうと、本来、低減措置として検討すべき、高所での作業頻度の低減、足場の設置等を検討することなく、低減措置は「手すりの設置」だけに絞られることとなりかねないので、危険源の洗い出しの際には十分注意しましょう。

《玉掛け作業の危険源の洗い出しの例》

No.	主なステップ	危険源(危険性又は有害性)	事故の型
1	玉掛けをする	荷にワイヤーを掛ける時、荷崩れし、	荷にはさまれる
2	地切りをする	荷の重心の取り方が悪く、荷振れし、	荷が激突する
3	巻上げる	重量目測が間違っており、玉掛けワイヤーが切断し、	荷が落下し下敷きになる

リスクアセスメントKY

建設業におけるリスクアセスメントは、①店社においてリスクアセスメントを行い標準作業を決定し、②これに基づき現場作業の計画段階でもリスクアセスメントを行い、③最終的に日々その日に行う作業についてリスクアセスメントKYを行う。この三段階の実施が理想的な形となります。

現場でのリスクアセスメントKYを実施しているだけでは、リスクアセスメント活動として十分ではありませんから、店社段階におけるリスクアセスメントの実施など、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの構築を目指し、ステップアップを図りましょう。

《リスクアセスメントKYの悪い例》

○月○日

本日の作業		型枠組立作業			危険に対する対策
No.	作業に潜んでいる危険	危険性	重大性	危険度	
1	高所作業中墜落する	○	△	2	足元注意
2	玉掛中ワイヤーに手を挟む	○	△	2	手元注意
3	材料運搬中材料が落下し激突	○	△	2	吊り荷に注意
会社名		(株)○○建設			

【問題点】

1. 危険源の洗い出し方が十分でない。(～するとき、～したので、～になる。という形で)
2. 「手元・足元注意」など、労働者の危険に対する注意のみに頼っている。(形だけのKY)
3. 元請が作成したシートにより下請が実施するが、元請が実施方法の教育をしていないため、評価等が適正に行われない。

リスク低減措置の順序

リスクアセスメントは、店社、現場作業の計画段階、日々の三段階で実施しますが、リスク低減措置についても、当然その段階ごとに検討する必要があります。

リスク低減措置を検討する場合、安易に「安全帯の使用」などの保護具を使用することを第一に検討するのではなく、次のとおり順序だてて検討することが大切です。

- 1 法令に定められたものがある場合、まずその措置を必ず実施します。
- 2 設計・計画段階から、高所で行う作業を地上で行う作業とするなど、より安全な施工方法となることを検討し、労働者の作業に係るリスクを低減する。
- 3 安全装置・設備等の対策を実施する。
- 4 上記2、3の措置により除去しきれなかったリスクに対し、作業標準・作業手順の整備、立入禁止措置、警報装置、教育訓練等の、労働者を管理することによる対策を実施する。
- 5 安全帯や防護マスクなどの保護具の使用を義務付ける。ただし、上記2～4の代替措置とすることはできない。

店社としての安全水準の確立

店社として安全パトロールを実施する場合など、現場での作業の危険度を判定するため、その判定基準が必要となります。パトロールを実施する担当者が、それぞれの感覚で危険度を判定してしまうと、現場も混乱し、せっかく時間をかけて実施したパトロールも、その効果を上げることもなく、ただ単に「パトロールを実施した」という記録が残るだけのものとなります。

建設工事は、発注者、工事の種類、工事の規模等、一つ一つの工事の状況は異なりますが、重なり合う作業は沢山あります。店社段階でのリスクアセスメントを実施し、作業ごとの標準・基準を確立することにより、同一作業については全ての現場で同じレベルでの作業が行われることとなり、また、同じレベルでの管理を行うことも可能となります。

また、法令を遵守することを安全率1と考えたならば、店社としてその安全率をどの程度に求めるかをイメージすることも、店社としての安全水準の確立につながると思われますので、従来からの活動とリスクアセスメントを上手に合わせ、効果的な安全衛生活動を実施しましょう。



安全について

安全委員会
委員長 平井貴司

日頃は会員の皆様には安全委員の活動に対しましてご理解と御協力をいただき誠に有難うございます。

今回私事ではありますが、この間起きた事について書かせていただきます。息子(中2)が朝学校へ向かう為自転車で家の坂道を降りて行きそこで転倒し、妻が車に乗せ病院へ向かったという電話がありました。

当初は、まあ自転車で転んだくらいと思っていましたが、診断内容を聞きびっくり!!「腎臓が広範囲で損傷しており即入院、又両手首も骨折及び捻挫の疑いがある」ということでした。何故こんなことに?と頭の中が真っ白になりました。日頃は会社や現場で口うるさく「安全! 安全!」と言っている私ですが、まさか息子が自転車で転んだだけでこんな大怪我になるなんてまったく信じられませんでした。

その後妻の話をよく聞くと、坂道を自転車で乗ったまま降りて行き何かしらの障害物と接触し転倒したのでは、という事でした。私も子供の頃から自転車でそこを降りていましたがそんな事はまったく起きませんでした。布団の中に入りよく考えてみると、10年位前に工事をして少し段差があったことを思い出し、これは現場で発生する事故と同じだと気が付きました。少しの補修により出来た段差や、くぼみの事を忘れてしまっていたのです。「そんな所で、そんな事で怪我をする訳が無い」その過信こそが重大事故を引き起こすのです。おかげさまで息子は数週間で退院しましたが、まだ自転車には乗れず、激しい運動は何ヶ月も先、病院で息子が「あそこで止まっていれば」と一言つぶやいていた姿が目に焼きついています。

事故後、会社や現場はもちろんですが通勤や現場に向かう途中の状況なども気に掛け、従業員にも朝のミーティングや夕方のミーティングでも積極的に発言させるようにしました。身内の怪我によって安全意識の大切さを再認識しました。

現場は日々変化します。それと同じくらい周辺も変化しているのです。どうか皆さん、家を出て、帰宅するまで安全、安心作業をお願いします。

どうぞご安全に!



『空気は読まない』を上梓して

じょうし



鎌田 實

今回、本を書く上で、頭の中にあったのは、以前読んだ山本七平の『「空気」の研究』です。この本には、日本が第2次世界大戦に突入していくとき、日本軍の将校たちは、多くの知識人も含めて、勝てないという戦略分析があったにもかかわらず、「戦争を回避しよう」と言えない「空気」に流され、開戦に踏み切ったことが書かれていたのです。

2008年、僕たちの国はサブプライムローン問題で傷つきました。ほかの先進国に比べて実態的な傷つきは少なかったはずなのに、2年たった今も回復していない。

その原因の半分は実質的なことだけでも、半分は空気に負けているのではないかと。政治や経済、家庭や学校のあり方も、どうも空気に関係しているのではないだろうか。僕にはそう思えてなりません。

僕は「空気を読むな」と言っているのではありません。空気は読めたほうがいいのだけれども、時には毅然として、「空気を読めるが、空気は読まない」という強い意志を持つ人間が地域や会社の中にあることが大事なのではないか。

国でも会社でも、空気がよどんでいると思ったとき、その空気を変える人がいることが必要です。僕は『空気は読まない』の中で、今のよどんだ空気を変えるヒントとなる25人の実践について書きました。彼らの共通しているのは人への優しさや温か

さ、人に尽くすことに喜びを感じているという点です。「人生にとって一番大切なものは、お金じゃない」「人に優しくしていたら必ず、そういう喜びにめぐりあう」と。

今、日本に必要なことは、「誰かがやってくれるだろう」と待っているのではなく、やれる人から温かいことをしていくことではないか。温かなことをしているうちに温かな連鎖が起きてくる。それは自分のやれる範囲の中での小さな温かさでいいと思う。

僕は99%は自分のため、家族のために生きているけれども、残りの1%は誰かのためにやれるかなと思う。「1%ならできるのではないか」と思って行動する人が増えれば、この国はもっと良くなるのではないかと。僕はそういう気がするのです。 =談

(医師・作家)

温かな「空気」を広げよう

【かまた・みのる】 1948年、東京に生まれる。諏訪中央病院院長などを経て、東京医科歯科大学臨床教授、東海大学医学部非常勤教授。著書は『がんばらない』『いいかげんがいい』など多数。



安全な毎日は、一人ひとりが 決まり事を守ることから

安全委員 間壁和弘

作業所をいつも安全な状態にして、安全な作業をすることで災害は防止されると思います。もし一人でも決まり事を守らないなら、作業所は危険な職場に変わってしまいます。自分だけでなく、一緒に働く仲間の命さえも奪いかねません。皆さんの安全を守るために、労働安全衛生法を柱とした多くの法律があります。その中には、作業員の人たちが守るべき事柄も含まれています。もし、その守るべき事柄を無視して災害に遭ったり、人を被災させてしまったら大変なことになります。例えば、大怪我をして働けなくなったり、最悪の場合、亡くなったりしたときに、残された家族が損害賠償を求めても賠償額を大幅に減額されてしまうかもしれないのです。自分で違法なことと知っていながら作業を行って被災したり、重大な過失を起こしたため被災したケースでは、労災保険給付が減額される支給制限が適用される場合もあります。また、他の人に怪我をさせると賠償を求められたり、国から罰金を請求されることにもなりかねません。ですから、作業員の一人ひとりが守るべき事柄について説明したいと思います。



■作業員に求められる6つの義務

(労働安全衛生法第26条から)

労働安全衛生法第26条では、労働者が守らなければならない事項を定めており、労働安全衛生規則では、更に具体的な労働者の事項を定めています。

ここでは、労働安全衛生規則を中心に、現場の安全確保の上で求められている守る事項をまとめてみました。



1.安全状態を保つ義務

全ての安全装置及び覆い、囲い等を取り外したり、又は機能を失わせたりしてはなりません。臨時に外したり、機能を失わせたりしなければならないときは、あらかじめ事業者（元請等）の許可をとりましょう。その場合、取り外した装置・囲い等は、取り外す必要がなくなったときは、直ちに原状に戻さなければなりません。・作業場の整理・整頓・清潔に注意し、廃棄物を定められた場所以外に捨ててはなりません。



2.安全装置を講じる義務

- 車両系建設機械を修理・点検する場合は、フォーク・ショベル・アーム等が不意に落下する危険を避ける為、安全ブロック、安全支柱をしなければなりません。



3.保護具の着用・使用の義務

- 高さが2メートル以上の場所で作業を行うとき、事業者から墜落の危険があるとして安全带等の使用を命じられた場合は使用しなければなりません。また、高所作業車で作業を行うときも使用しなければなりません。
- 高圧活線作業を行うときや、その付近で作業をする場合は、感電防止のための絶縁用の防具の装置や保護具を事業者から命じられた場合は使用しなければなりません。
- 物の落下や飛来による危険を避けるため、保護帽を使用しなければなりません。
- 作業内容や作業場所での危険を避けるため、事業者から安全靴等の使用を命じられた場合は、履かなければなりません。
- 安全衛生上、有害とされる作業（著しく熱かったり寒かったりする場合、多量の高温・低温の物や有害物を取り扱う作業、粉じん作業等の有害作業）を行うときは、事業者から命じられた場合は保護衣・保護メガネ・呼吸用保護具等を使用しなければなりません。
- 皮膚に障害を与える恐れのある作業を行うときは、皮膚障害防止用の手袋等の保護具の事業者から命じられた場合は使用しなければなりません。
- ひどい騒音で耳等に障害を与えると事業者から耳栓等の使用を命じられた場合は、速やかに使用しなければなりません。



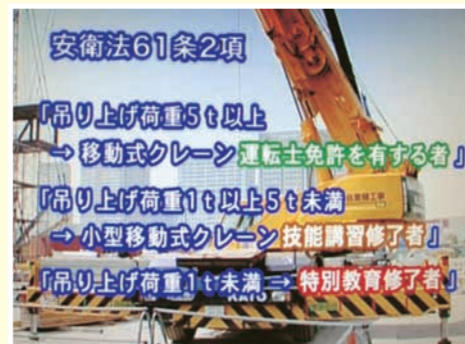
4.危険行動禁止の義務

- 可燃性の粉じん、火薬類等の危険物があり、爆発・火災の起きる恐れのある場所では、発火源となる、機械、火気の使用をしてはなりません。また、そのような場所では爆発防止構造を持つ電気機械器具しか使用してはなりません。
- 通風・換気が不十分な場所で火気を生じたり火花を發する作業を行う際には、酸素を通風・換気に使用してはなりません。
- 火気を使用したときは、確実に火の始末をするとともに、火災予防上、定められた場所以外では喫煙等をしてはなりません。
- 高さ・深さが1.5mを超える場所で昇降設備が設置された場合は、その設備を使用して昇降をしなければなりません。
- 事業者により立入禁止とされた場所に勝手に入ってはなりません。



5.無資格就労の禁止義務

- クレーン等、法律で定められた業務を行うためには、一定の資格を持っていなければなりません。資格を持たない人は、該当する作業をしてはなりません。



6.車両系建設機械運転者の自己保全義務と誘導・合図に従う義務

- 運転者は、作業場内で定められた制限速度を超えて運転してはなりません。
- 運転者は車両から離れるときは、防止のためのバケット等の作業装置を地上に降ろすとともに、エンジンスイッチを切り、ブレーキをかけ、鍵を抜かなければなりません。
- 運転者は誘導員の誘導・合図に従わなければなりません。



最近流行ってます!

宝塚では、舞台に出る前のそでに下記の「ブスの25箇条」が貼ってあるんだそうです。男女を問わず大事なことではないでしょうか?

ブスの25箇条—宝塚式

- 1 笑顔がない
- 2 お礼を言わない
- 3 おいしいと言わない
- 4 精気がない
- 5 自信がない
- 6 愚痴をこぼす
- 7 希望や信念がない
- 8 いつも周囲が悪いと思っている
- 9 自分がブスであることを知らない
- 10 声が小さくていじけている
- 11 なんでもないことに傷つく
- 12 他人に嫉妬する
- 13 いつも口がへの字の形をしている
- 14 目が輝いてない
- 15 責任転嫁がうまい
- 16 他人をうらやむ
- 17 悲観的に物事を考える
- 18 問題意識を持っていない
- 19 他人につくさない
- 20 他人を信じない
- 21 人生においても仕事においても意欲がない
- 22 謙虚さがなく傲慢である
- 23 人のアドバイスや忠告を受け入れない
- 24 自分が最も正しいと信じ込んでいる
- 25 存在自体が周囲を暗くする

あなたは何コあてはまりますか?





編 集 後 記

今年度は、2009年度に選ばれた漢字「新」が象徴するように、「鳩山新内閣」「新型インフルエンザ」「亀田新チャンピオン」が次々と誕生し、世の中が新たな一步を踏み出した今、新しい時代に期待する年度となりました。

しかし、その想いとは裏腹に時は過ぎていきます。例えば国政に目を向けると選挙公約マニフェストの実現どころか…。しっかり議論もないままに、目先を優先し公約実現の為に法案を可決するなど、本当にこのままで良いのでしょうか？ また、国の借金は1035兆円にまで膨れ上がり世界一の借金大国となりました。一人当たりの借金も約680万円とされています。その他問題はまだまだ山積みです。新しい時代に期待するどころか裏切られた印象すら与えています。

嘗て江戸幕府が崩壊し、新しい時代を切り開いたのは若き青年でした。まだ、二十歳そこそこの若者が、日本国の為に力強い信念と行動力を持って見事に文明開化を実現しました。今まさに日本を救うために、日本人が古来より受け継いできた美しい文化・伝統からなる道徳心や愛国心、相手のことを思いやる利他の精神溢れるOMOIYARIの心、人間が生きる為の規範とした武士道精神、このような美しい「日本の力」を持ったリーダーの存在が必要だと思います。そして、そのリーダーに期待します。

終わりに、この一年間経営改善研究委員会の委員として大変お世話になりました。続いて新年度もよろしくお祈りします。有難うございました。

経営改善研究委員 梅野 直宏